(二)　個人番号カードの利用

個人番号カードは、7による本人確認の措置において利用するほか、市町村の機関等が、条例又は政令で定めるところにより、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務又は特定の個人を識別して行う事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができることとした。(第一八条関係)

9　特定個人情報の提供の制限

別表第二の第一欄に掲げる者（以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき等の場合を除き、何人も、特定個人情報の提供をしてはならないこととした。(第一九条関係)

10　収集等の制限

何人も、9に該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならないこととした。(第二〇条関係)

11　情報提供ネットワークシステム

総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するとともに、情報照会者から9による特定個人情報の提供の求めがあったときは、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならないこととした。(第二一条関係)

12　特定個人情報の提供

情報提供者は、9により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて11による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならないこととした。(第二二条関係)

13　情報提供等の記録

情報照会者及び情報提供者は、9による特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、情報照会者及び情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならないこととし、総務大臣は、当該事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならないこととした。(第二三条関係)

14　秘密の管理

総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（9による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならないこととした。(第二四条関係)

15　秘密保持義務

情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととした。(第二五条関係)

16　特定個人情報保護評価

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数その他の事項を評価した結果を記載した評価書を公示し、広く国民の意見を求めるとともに、得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて特定個人情報保護委員会の承認を受け、承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表することとした。(第二七条関係)

17　特定個人情報ファイルの作成の制限

個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、9に該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合のうち法定されたときを除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならないこととした。(第二八条関係)

18　行政機関個人情報保護法等の特例

(一)　行政機関、独立行政法人等又は個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者が保有し、又は保有しようとする特定個人情報又は13の記録に関し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の規定の適用について、利用及び提供の制限、開示請求等に係る特例を定めることとした。(第二九条及び第三〇条関係)

(二)　地方公共団体は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等及びこの法律の規定により行政機関の長等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の保護のために必要な措置を講ずることとした。(第三一条関係)

19　特定個人情報保護委員会

内閣総理大臣の所轄の下に、国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを任務とする特定個人情報保護委員会を置くこととし、同委員会の所掌事務、組織及び業務等に関し必要な事項を定めることとした。(第三六条～第五七条関係)

20　法人番号

国税庁長官は、国の機関、地方公共団体及び会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人等に対して法人番号を指定し、これを当該法人等に通知することとした。(第五八条関係)

21　罰則

個人番号利用事務等に従事する者又は従事していた者等であって、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイルを提供した者に対する罰則等、この法律の規定に違反する行為を行った者等に対する所要の罰則を設けることとした。(第六七条～第七七条関係)

22　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第二八号）（内閣官房）

1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、地方自治法その他三五の関係法律について規定の整備を行うこととした。

2　この法律は、一部の規定を除き、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇地方公共団体情報システム機構法（法律第二九号）（総務省）

1　目的

地方公共団体情報システム機構は、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法（昭和四二年法律第八一号）、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成一四年法律第一五三号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号）の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とした。(第一条関係)

2　数

機構は、一を限り、設立されるものとした。(第三条関係)

3　資本金

(一)　機構の資本金は、附則第五条第二項の規定により地方公共団体から出資されたものとされる金額とした。(第四条第一項関係)

(二)　機構は、必要があるときは、その資本金を増加することができるものとした。(第四条第二項関係)

(三)　地方公共団体以外の者は、機構に出資することができないものとした。(第四条第三項関係)